

『節税保険』への法人税基本通達が改正

2019年6月、国税庁は、解約を前提とした高い返戻率による節税効果をセールスポイントとした法人向けのいわゆる「節税保険」に対応するため、法人税基本通達を改正しました。本稿ではその概要と今後の税務上の取扱いについて解説します。

1. 改正の背景

定期保険は、被保険者（役員や従業員）が死亡した時や高度障害状態になった時に保険金が支払われる保険で、満期を迎えても返戻金はありません。

通常、被保険者の加齢とともに死亡率は上昇するため、定期保険の保険料（掛金）も、加齢とともに増額されるのが原則です。

しかし、保険期間を通じて保険料を一定（平準化）にしている一般的な定期保険では、保険期間の前半に支払う保険料の中に前払部分が含まれているため、前半で中途解約する場合、解約返戻金が発生することになります。

ところが、契約者である法人はこの前払部分の算定が困難であり、また、満期返戻金がないため、税務上は法人税基本通達9-3-5が適用され、一定の保険を除いて前払部分を資産計上せず、保険料の全額が損金として扱われてきました。

9-3-5（定期保険に係る保険料）一部抜粋

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする定期保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、次により取り扱うものとする。

(1) 死亡保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

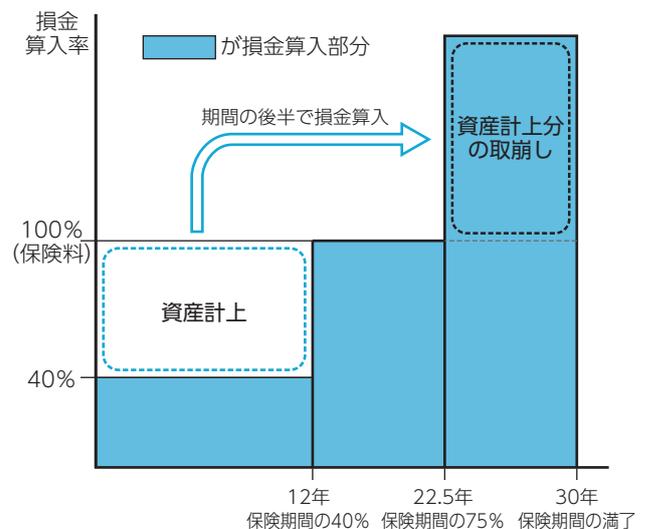
しかし、保険商品の多様化や高寿命化に加え、企業の節税ニーズも相まって、保険本来の目的を外れて解約を前提とした契約が多発するなど、課税上、前払相当分を無視できない状況となってきました。

そのため、国税庁は税務上の取扱いを最高解約返戻率（ピーク時の解約返戻率）に応じた内容に改正しました。

2. 改正後の税務上の取扱い

改正では、まず、これまで節税保険を規制する目的で発せられた5つの個別通達を廃止し、一部改正後の法人税基本通達9-3-5へ編入しました。そのうえで、法人税基本通達9-3-5の2を新設し、最高解約返戻率を「50%超70%以下」、「70%超85%以下」、「85%超」の3つに区分し、一定の割合を資産計上する（損金算入を制限する）こととしました。なお、概要は下欄をご参照ください。

例えば、保険期間30年で、最高解約返戻率が80%の定期保険の保険料の損金算入と資産計上を図示すると、以下のようになります。



なお、この改正は2019年7月8日以後に契約した定期保険等の保険料から適用されます。また、最高解約返戻率が50%以下の定期保険等の保険料は、従来どおり全額が損金に算入されます。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額（残額は損金）	資産取崩し期間
50%超 70%以下	保険期間の開始日から 40%に相当する期間	当期分支払保険料の 40%	保険期間の 75%相当経過後から保険期間終了まで均等取崩し
70%超 85%以下		当期分支払保険料の 60%	
85%超	保険期間の開始日から最高解約返戻率となる期間の終了まで（ただし、その後も、(当年の解約返戻金－前年の解約返戻金) ÷ 年換算保険料 > 70%となる期間がある場合は、その期間まで） ただし、上記の期間が5年未満の場合は5年経過まで	当期分支払保険料 × 最高解約返戻率の 70%（保険期間開始日から10年経過までの期間は90%）	解約返戻率が最高額となる期間経過後から保険期間終了まで均等取崩し

（鶴巻博行公認会計士・税理士事務所）

5分で学ぶ 経営法律知識「労務」

『『労災保険』について』

労働者災害補償保険（労災保険）とは、雇用されている労働者の、業務上の事由または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して、迅速に必要な保護を行うための制度です。本稿では、労災保険の制度や保険給付について解説していきます。

1. 災害の分類

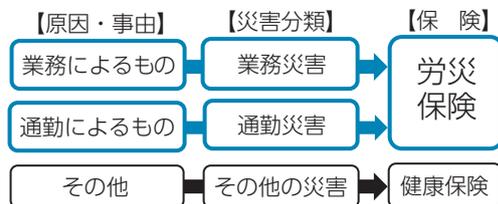
「労災保険」の対象となる災害は、下記の2つです。

(1) 「業務災害」

労働者が業務を原因として被った負傷、障害、疾病または死亡（以下「傷病等」）をいいます。

(2) 「通勤災害」

通勤によって労働者が被った傷病等をいいます。



2. 業務上の負傷について

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

この場合の災害は、被災した労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるため、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。ただし、次の場合には、業務災害と認められません。

- ①労働者が就業中に私的行為または業務を逸脱する恣意的行為を行い、それが原因となって災害を被った場合
- ②労働者が故意に災害を発生させた場合
- ③労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ④地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情がある場合は、業務災害と認められます）

(2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

出勤して事業場施設内にいる限り、事業主の支配・管理下にあると認められますが、休憩時間や就業前後は実際には業務をしていないため、この時間に私的な行為によって発生した災害は、業務災害とは認められません。

ただし、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害は、業務災害となります。なお、トイレなどの生理的行為については、事業主の支配・管理下で業務に附随する行為として取り扱われるため、業務災害となります。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

事業主の管理下を離れてはいるものの、事業主の命令を受けて仕事をしている場合は、積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り、一般的には業務災害と認められます。

3. 業務上の疾病について

業務との間に相当因果関係が認められる疾病は、労災保険の給付対象となり、一般的に次の3要件が満たされる場合は、原則として業務上疾病と認められます。

- (1) 労働の場に有害因子^{*1}が存在していること
- (2) 健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと
- (3) 発症の経過および病態が医学的にみて妥当であること

※1 有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担がかかる作業、病原体など

4. 通勤災害について

通勤災害の「通勤」とは、就業に関し、合理的な経路および方法で（ア）住居と就業の場所との間の往復（イ）就業の場所から他の就業の場所への移動（ウ）単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものです。移動の経路を逸脱または中断した場合は、逸脱または中断の間および、その後の移動は「通勤」とはなりません。ただし、例外的に認められた行為^{*2}で逸脱または中断した場合は、その後の移動は「通勤」となります。

※2 日用品の購入その他これに準ずる行為、病院または診療所における診察・治療など

5. 保険給付の種類

保険給付の種類	内 容
療養（補償）給付	業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき
休業（補償）給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のために労働することができず、賃金を受けられないとき
障害（補償）給付	傷病が治癒した後に障害等級に該当する障害が残ったとき
遺族（補償）給付	業務災害または通勤災害により死亡したとき
葬祭料・葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うとき
傷病（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日または同日後において治癒しておらず、障害の程度が傷病等級に該当するとき
介護（補償）給付	障害（補償）年金または傷病（補償）年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき
二次健康診断等給付	脳血管疾患または心臓疾患を有していないと認められ、事業主が行った直近の定期健康診断等において、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、胸囲またはBMI（肥満度）の全ての検査で異常の所見があると診断されたとき

（特定社会保険労務士（土浦支部）小林基伸）